

横浜市屋外広告物条例の一部改正について

1 改正の概要

(1) 屋外広告業の登録申請者が未成年者の場合の法定代理人に係る規定の追加 (屋外広告物法改正関連)

(条例第 31 条第 1 項第 4 号、第 33 条第 1 項第 5 号)

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の一部（第 10 条第 2 項第 2 号ホの規定）が改正されるため、条例を改正します。

屋外広告物法の改正では、屋外広告業の登録申請者の法定代理人について、当該法定代理人が法人である場合には、その役員のうち欠格要件に該当するものがないことを求める規定が追加されました。この改正に対応するため条例を改正します。

具体的には、

法定代理人が法人である場合には、その役員のうち欠格要件に該当するものがないことを求めるとともにその要件を確認するための申請書の記載事項を定める

規定を追加します。

(2) 景観法の一部改正により、一部条ずれが生じたことに伴う改正 (条例第 16 条第 2 項第 1 号)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号、平成 23 年 8 月 30 日公布、同日施行）（第 2 次一括法）」により景観法の一部が改正され、一部条ずれが生じたことに伴い条例を改正します。

具体的には、

景観法第 8 条第 2 項第 5 号 が条ずれをおこし、景観法第 8 条第 2 項第 4 号

になったことにより、屋外広告物条例第 16 条を改正します。

2 施行予定日

屋外広告物法改正関係（条例第 31 条、33 条）については、「民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）」により、法定代理人にこれまでの個人だけでなく法人も選任することができるようになったことに伴う改正であることから、「民法等の一部を改正する法律」の施行の日とし、景観法改正関係（条例第 16 条）は、公布の日とします。

なお、「民法等の一部を改正する法律」は、平成 23 年 6 月 3 日に公布され、公布の日から 1 年以内に政令で定める日に施行される予定になっております。

参考－１ 屋外広告物法の一部改正部分の新旧比較

(改正前)

(屋外広告業の登録) 第10条 (略)
2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。
(1) (略)
(2) 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。
イ～ニ (略)
ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの
ヘ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
ト (略)
(3)・(4) (略)



(改正後)

(屋外広告業の登録) 第10条 (略)
2 (略)
(1) (略)
(2) (略)
イ～ニ (略)
ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで 又はヘ のいずれかに該当するもの
ヘ (略)
ト (略)
(3)・(4) (略)

参考－２ 景観法の一部改正部分の新旧比較

(改正前)

(景観計画) 第8条 (略)
2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) (略)
(2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
(3)・(4) (略)
(5) 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
ロ～ハ (略)
(6) その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項
3～10 (略)



(改正後)

(景観計画) 第8条 (略)
2 (略)
(1) (略)
(削除)
(2)・(3) (略)
(4) 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
ロ～ハ (略)
(削除)
3 前各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。 (新設)
4～11 (略)